

# 宮崎南居宅介護支援センター重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 愛鍼福祉会  
(2)法人所在地 宮崎県宮崎市大字加江田4514番地2  
(3)電話番号 0985-65-2828  
(4)代表者職氏名 理事長 辻本 瑠璃子  
(5)設立年月日 平成6年3月30日

## 2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2)事業の目的 介護保険の理念に基づくとともに高齢者が自立した生活を送れるよう、又、老化に伴い介護が必要なものに対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする  
(3)事業所の名称 宮崎南居宅介護支援センター(平成11年9月10日指定)  
指定番号 宮崎県 第4570100349号  
(4)事業所の所在地 宮崎県宮崎市大字加江田4514番地2  
(5)電話番号 0985-65-2775  
(6)事業所長(管理者)氏名 管理者 串間 美鈴  
(7)開設年月日 平成12年4月1日  
(8)当事業所の運営方針  
※被保険者が要介護状態等となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われること  
※被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行う又、被保険者の申請が行われるか否かを確認し、その支援も行う  
※被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な医療保険サービスと事業所との連携を得て総合的に介護計画を提供されるよう配慮して行われること  
※宮崎市から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対して正しい調査を行い、又、その知識を有するよう研鑽を行う  
※利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う

※ご契約は、サービス提供についての記録をいつでも観覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき10円

※「介護サービス情報公表」制度をご利用いただけます

サイト <http://www.kaigokensaku.jp/> 厚生労働省 介護サービス情報公表システム

#### (9)事業所が行っている他の業務

【指定介護老人福祉施設】 令和 3年 3月 8日指定 定員93人  
(特別養護老人ホーム) 指定番号4570100943

【指定短期入所生活介護】 令和 3年 3月 8日指定 定員7人  
(ショートステイ) 指定番号4570100943

【指定通所介護】 平成11年11月22日指定 定員30人  
(デイサービス) 指定番号4570100695

【指定訪問介護】 平成11年10月27日指定  
(ホームヘルプ) 指定番号4570100448

【ケアハウス・エバグリーン】 平成 7年 4月 1日開設  
宮崎県シレイ239-952

【認知症対応型共同生活介護】 平成9年4月1日指定 定員 9名  
(グループホーム) 指定番号4590100105

#### 事業実施地域及び営業時間

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 事業実施地域   | 宮崎市                               |
| 営業日      | 月曜～土曜(祝・祭日を除く)                    |
|          | 国民の祝日及び<br>12月29日から1月3日までを特別休暇とする |
| 受付時間     | 午前8:30～午後6:00                     |
| サービス提供時間 | 午前8:30～午後6:00                     |

但し、上記以外の時間においても連絡できる体制を整えております。

当事業におけるサービス相談窓口

電話番号            0985-65-2775

ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置します。

| 職種          | 常勤             | 非常勤 | 職務内容                               |
|-------------|----------------|-----|------------------------------------|
| 1.事業所長(管理者) | 1名<br>(兼務)     | 名   | 事業所の指揮・監督をいたします                    |
| 2.介護支援専門員   | 5名以内<br>(兼務含む) | 名   | ご契約者等の意思を踏まえた介護サービス計画、及び連絡調整をいたします |

## 3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

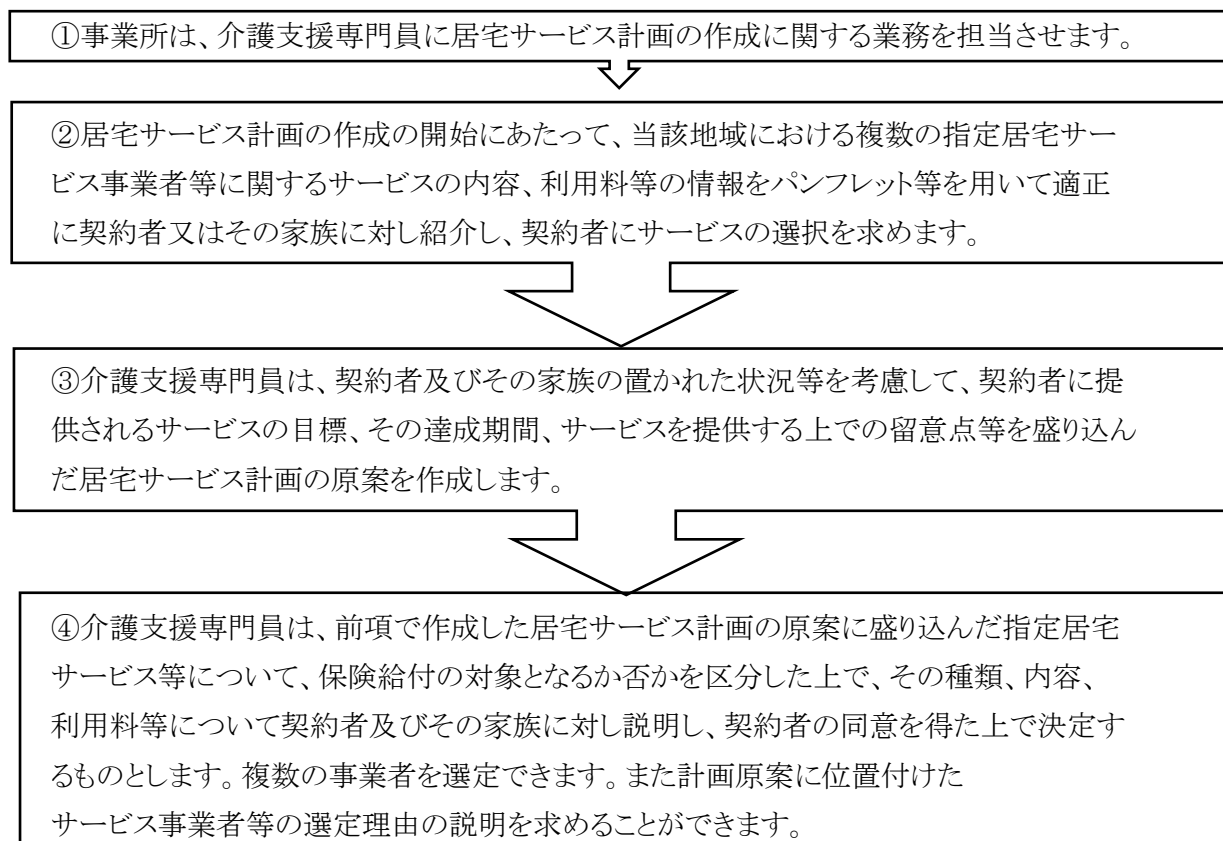
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用負担はありません。

### 〈サービスの内容〉

#### (1)居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他必要な保険医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。  
(介護支援専門員一人あたり44件限度)

## 《居宅サービス計画の作成の流れ》



### (2)居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います

### (3)居宅介護サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します

### (4)介護保健施設等への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保健施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保健施設等への紹介その他便宜の提供を行います

〈サービス利用料金〉

(1)利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、ご契約者の自己負担はありません  
但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の居宅介護支援費(ICT・事務員配置)をいったんお支払いください

また、利用者の選定により通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービスを提供する場合には、それに要した交通費実費相当額を事業者を支払うものとします

|           |         |
|-----------|---------|
| 要介護度1・2   | 10,860円 |
| 要介護度3・4・5 | 14,110円 |

尚、当事業所は下記の条件を満たした特定事業所加算Ⅱ(月/421単位)の対象施設です  
(事業所加算の条件)

- ①主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員が3名以上配置している事業所
- ②24時間体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している事業所
- ③運営基準減算又は特定事業所集中減算の対象事業所でないこと
- ④利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を週1回以上定期的に開催している事業所
- ⑤介護支援専門員に対し、計画的な研修を実施していること
- ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること
- ⑦一人あたりの利用者の件数が45件未満である事業所
- ⑧法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備
- ⑨他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施
- ⑩地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ⑪ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会に参加
- ⑫介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
- ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

(2)加算の算定

| ★1 加 算    | 算 定 回 数 等                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初 回 加 算   | 新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合<br>要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| 入院時情報連携加算 | 介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合                                                     |
|           | 入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるように利用者、家族に対し事前に協力を求めるように説明を行う。                     |
| 退院・退所加算   | 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス利用等の利用に関する調整を行った場合                              |
| 特定事業所加算   | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)           |

#### 4. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。(ただし、一人当たり44名まで)

(2)介護支援専門員の交替

(ア)事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします

(イ)ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員を交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません

## 5. 内容及び手続きの説明及び同意について

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

(令和6年9月1日～令和7年2月末日)

| サービス種別           | 1位                                    | 2位                        | 3位                                |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 訪問介護<br>32%      | 宮崎南ヘルパー派遣センター<br>社会福祉法人愛鍼福祉会 33%      | 国富ホームヘルプ<br>社会福祉法人春生会 24% | ヘルパー ころろ<br>(株)メイクスメモリー 5%        |
| 通所介護<br>42%      | 宮崎南デイサービスセンター<br>社会福祉法人愛鍼福祉会 44%      | 国富倶楽部<br>社会福祉法人春生会 14%    | リハ・ケアステーション あかえ<br>(株)CREATE宮崎 7% |
| 地域密着型通所介護<br>11% | 宮崎保健福祉専門学校附属デイサービス健康<br>学校法人宮崎南学園 12% | デイサービス太平洋<br>(株)エス・ワイ 12% | デイサービスFine宮崎<br>株式会社こちよい 12%      |
| 福祉用具貸与<br>70%    | (株)宮崎ヒューマンサービス<br>13%                 | 株式会社 池部医療器<br>12.0%       | (株)エミング<br>11%                    |

## 6. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 担当者の設置

※サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 7. 業務継続計画の策定等

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (感染症について)

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともにその結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2.事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備する。
- 3.事業所において介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

## 8. 個人情報の使用に係る同意

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人 愛鍼福祉会が、利用者及びその家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供または収集することに同意します。

### 1.利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2.利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議、行政から依頼を受けた介護相談で必要な場合
- (7) 各種専門学校等の実習、研修等で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 地域包括支援センターへの情報提供のため

### 3.使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の終了前からサービス終了においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

## 9.事故発生時の対応

- (1) 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする
- (3) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにするものとする。



## 10. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談の受け付け

愛鍼福祉会 総務課

0985-65-2828

愛鍼福祉会

施設長 宮川 貴吉

居宅介護支援センター 管理者 申間 美鈴

第三者委員

上川 百合子

宮崎市介護保険課事業所支援係

0985-44-2591

国保連合会

0985-35-5111

令和 年 月 日

指定介護支援事業所 宮崎南居宅介護支援センター

説明者 介護支援専門員

氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

立会人  
(続柄)

氏名